

# 令和6年大和市農業委員会第8回総会議事録

令和6年8月21日（水）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員

9番 古木 恒樹 委員

2番 大沼 茂樹 委員

10番 荻窪 登 委員

3番 眞壁 浩二 委員

11番 池田 俊一郎 委員

4番 遠藤 一直 委員

12番 木村 賢一 委員

6番 渡邊 みどり 委員

15番 長谷川 慶太郎 委員

7番 富澤 克司 委員

16番 関水 好美 委員

8番 田邊 義之 委員

## 2. 本日の欠席委員

5番 小川 正夫 委員

14番 保田 雄一 委員

13番 古谷田 和子 委員

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 金子 純一郎

次長 佐藤 祐介

主査 中川 雅美

主査 富田 規裕

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出

について

日程第5 報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定の届出について

日程第6 報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出について

日程第7 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第8 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

日程第9 議案第21号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について

## 5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定の届出について

報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第21号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について

午前10時00分 開会

○議長 ただいまの出席委員は13人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和6年8月大和市農業委員会第8回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

この際、議長から申し上げます。ただいま、本総会を傍聴したい旨の申し入れがありました。農業委員会等に関する法律第26条により、総会及び部会の会議は公開するとされております。

傍聴人が入室されますので、この場で暫時休憩いたします。

○議長 それでは、会議を再開します。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明したり審査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。

携帯電話をお持ちの場合は、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

また、傍聴席では撮影、録画、録音などをすることができませんので、あらかじめご承知おきください。

それでは、再開いたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、9番、古木恒樹委員、10番、荻窪登委員を指名いたします。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料1ページをごらんください。

8月3日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会さつまいも栽培体験教室が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

8月8日、第1回大和市都市計画審議会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

続いて、県許可等の状況でございます。

令和6年第6回総会、議案第14号、上和田における駐車場につきましては、令和6年7月19日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見は何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 8月3日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会が主催する、さつまいも栽培体験教室第2回つる返しという作業に出席してきました。当日は、非常に暑い中にもかかわらず、募集した親子、大人が27名、子どもが40名という非常に多くの出席者の中、つる返しというサツマイモの栽培の中での中間作業を体験して、それだけでは子どもが喜ばないということで、農政課の配慮、会の配慮もあって、当日、急遽、スイカ割りというイベントを行い、大変好評のもと、無事に作業は終わることができました。次回、収穫作業は10月5日を予定しているという報告をいただいております。

続きまして、8月8日、第1回大和市都市計画審議会が行われて、出席してまいりました。議題については、大和市計画生産緑地地区変更についてという内容の中間報告と、特定生産緑地の視点についてというところの中間報告が行われました。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。  
そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第31号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について、日程第5、報告第33号、農地法第5条第1項第6号の規定による賃貸借権設定の届出について、日程第6、報告第34号、農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第31号については議案書1ページの3件が、報告第32号については議案書2ページの4件が、報告第33号については議案書3ページの1件が、報告第34号については議案書4ページの1件がございました。案内図は、総会資料の3から6ページでございます。いずれも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 1ページについてですけれども、これは現地も見たのですが、既に転用目的の一般住宅が建っている場所、そして、2番、3番については、既に駐車場とガレージその他があるような形ということで、これについては、登記地目の変更がされていなかったの今回出されたということによろしいでしょうか。確認させていただきます。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 そのほかありますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 報告第33号についてですけれども、この土地は、目抜き通りに面した目立つ場所でありまして、以前は大手の●●があったところだと思うのですが、そのときに登記地目など、現に今、畑になっているのですが、こういったものを直したというのはあったのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおり、本来はそのときに修正すべきだったと思うのですが、今回、されていなかったということが発覚して、届出が出されたということになります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 以前の大手の●●があったときの最初のときは何で、こういった形で申請がなかったということでしょうか。

○議長 事務局。

- 事務局 5条の賃貸借権設定の1番については、転用の届出の履歴がございませんでした。
- 議長 長谷川委員。
- 長谷川委員 では、今回のこの届出をもって適正な形で運用してもらおうという認識でよろしいのでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 私どもとしては、そのようにお話ししています。
- 議長 木村委員。
- 木村委員 同じところですけども、たしかここは、ここに書いてあります借り主が●●かと思えます。そして、今、長谷川委員が言ったように、地目の変更がされていなかったということで地目変更と。それで、ときどきここを通ることがあるのですけれども、たしかこの一部の南側の部分は●●がやっていたと思うのですが、それは閉鎖して、この●●が全部借りるのか、それとも●●はそのまま実行して、空いているところを●●が借りるのか、その辺はどうか確認か何かされておりますでしょうか。
- 議長 事務局。
- 事務局 こちらの同じ場所に以前はチェーン店の飲食店が入っていたのですけれども、そちらが閉鎖されて、また新たに、今回は別の業態の方が建物を建てて使われるということになります。
- 議長 そのほかございますでしょうか。木村委員。
- 木村委員 4ページ、報告第34号ですけども、まず確認したいのは、貸人と借人の関係ですが、住所は違いますが同姓なのですか、これは何か親族とかそういう関係の方同士の貸し借りなのか、ちょっとその辺をまず確認させていただきたいと思えます。
- 議長 事務局。
- 事務局 貸人は父、借人は子の関係と伺っています。
- 議長 木村委員。
- 木村委員 それで、その中身ですけども、面積が120坪弱になっていて、間口が、4m道路に面した12～13mの奥行きのある宅地なのですが、一番奥のほう

が既に基礎工事が始まっていて、それを含めて貸し住宅木造を3棟建てるということですが、これは、建てるのは貸し主が建てるのか、それとも借り主のほうで建てるのか、まずその辺を確認させていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 借人である子が、父から土地を借りて貸し住宅を建てる計画だそうです。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局。

○事務局 議案第19号をご説明いたします。議案書5ページ、総会資料は8から9ページをごらんください。

申請地の一部は総会資料8ページの斜線で示しております。登記地目は山林で、現況地目は畑となっております。転用目的は保育所です。中央林間駅付近の待機児童の解消のため、大和市が令和5年度に市街化区域内で誘致したが応募がなく、令和6年度に市街化調整区域まで募集範囲を広げた結果であり、立地は妥当です。また、申請者は、年齢により現在の面積の畑を維持するのが難しく、農地を減らさざるを得ない状況がありました。

なお、申請者の残された農地への進入路を確保することから、筆中の位置も妥当です。大和市と協議して60人規模の保育所を開設することとなり、それに必要な建築面積、園庭面積、緑地面積、駐車場台数となっているため、規模も妥当です。

被害防除につきましては、雨水は貯留浸透施設を設けて敷地内処理すること、周囲にコンクリートブロックを設置し雨水が流出しないようにすること、汚水は敷地内に浄化槽を設置して処理水を内山下水に放流すること、日影図で他の農地に影響がないことを確認しています。転用はやむを得ないと考えます。

農地の区分は、公共施設等が整備された区域であることから第3種農地と判断

いたしました。令和6年8月9日に、代理人、古木委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

古木委員、お願いします。

○古木委員 8月9日に、現地にて事務局と私、古木で申請者の代理人にお会いし現地を確認しました。内容は事務局の説明どおりです。本申請の意思確認をし、保育所として貸し付けを行う旨の返答を受け、工事の説明などを受けました。今回の転用についてはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 先ほど事務局から耕作面積が現状のままでは難しいので減らしたいという意向だと思うのですが、この方は、ほかにも農地とかをお持ちなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ほかにも幾つかの農地をお持ちになっております。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 そちらの農地は現状、この方お一人で耕作されているような感じなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご本人と奥様、娘さんの3人が農業をされております。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 今回のこの案件はよろしいかと思うのですが、今後、この方の農地はだんだん減っていくような感じになりそうですかね。

○議長 事務局。

○事務局 今回の理由にもありましたように、今の規模を維持していくのが難しいとい



うことがありましたので、年齢とともに、また減らしていく可能性はあるのではないかと思っております。

○議長　そのほかございますか。木村委員。

○木村委員　これも確認なのですけれども、今回のこの土地の所在の全体の3分の2強が奥のほうに残るわけですね。見たところ、植木が植わっている場所のようなのですが、それで、この保育所になる手前の南側の空欄になっている細いところを通して奥の3分の2強の土地に行きますが、これは、奥を利用するために何m空いているのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長　事務局。

○事務局　通路の道幅ということでしたら5mになります。

○議長　池田委員。

○池田委員　ここは狭隘道路でもあるのですが、相模原から大和への抜け道になっているのですね。ここは当然、これが建つに至って、この狭隘道路とかはセットバックするのですか。ここは非常に狭い道路なのですね。すれ違いが非常に厳しい道路で。

○議長　事務局。

○事務局　今回の対象地の左側は既にセットバック済みで、この部分はもう広がっています。

○池田委員　それで、現状建っている保育園がある、その道路とは変更されているということですね。

○事務局　そのとおりです。

○池田委員　ここは非常に交通量も結構あるのですね。それで、たしか都市計画道路があると思うのですね。南大和相模原線ですか、この脇を歩いていくと思うのですけれども、将来的に、この内山地区のまちづくりについては、どのような見解を持っているのでしょうか。ここは調整区域ですから当然区画整理が必要だろうと思うのですけれども。

当時は、内山地区のまちづくりということでかなり話し合われていた点があるのですけれども、それから見るとかなり、家がどんどん建って行って、調整区域になるのですが家が建っている。それで、消防、救急車両も入らないと。一

時は、消防車が入れないので消火に非常に厳しい状況があったと聞いているのですが、当然ここら辺全体の区画整理は必然だろうと思うのですが、この辺は、その中で当然需要を見込んでの保育園の増設だと思うのです。非常にこの地域においても保育園が多いのですね。この奥にもありますから。それで、どう市が、いわゆる需要を見込んで当然許可したのでしょうかけれども、その辺はどうなのでしょう。許可したのでしょうかから、当然需要を見込んでいるということですがけれども、今、大和市は、通常は待機児童ゼロでしょう。どうなのでしょう。その中で今回の保育施設の増設ということで、伸びているのでしょうか。それは0歳児。

○事務局　そこまでは聞いていません。

○池田委員　農業委員会から少し離れていきますので意見にしたいと思うのですが、いわゆるこの道路というのは非常に狭隘道路で、非常に厳しい道路で、すれ違い等もなかなか厳しい。農地パトロールをしてよくわかると思うのですが、それにおいて、ここは当然、今言ったとおりの抜け道になっている。当然、旧16号が渋滞していますので、この辺は抜け道になっている。その中で子どもの保育施設があるということで、交通安全上、やはり十分注意をしていただきたいと思うのですが、親御さんたちが車の迎えとか自転車の送り迎えを当然行うと思うのですが、この辺は、交通安全上、十分な措置を講じるよう要望させていただきます。

○議長　それでは、そのほか。長谷川委員。

○長谷川委員　先ほど事務局からの説明で募集をかけたというお話がありましたが、これは市のほうから保育園用地を確保したいということで公募をかけたところ、ここの応募があったという認識でよろしいですか。

○議長　事務局。

○事務局　市のほうで保育園を運営してほしいということで公募をかけたところ、令和5年の時点では応募がなかった。今回、調整区域まで広げた場合に応募があったということになります。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　農業委員会としての話とはちょっと外れてしまうのですが、待機

児童ゼロという話は、以前私も聞いたことがございまして、その状況で保育園をわざわざ建てる。農業委員会からしたら、農地をつぶしてまでそこに保育園を建てるというのは、ちょっとどうなのだろうというのが1つ。

あと、ここに保育園を建てるとなると、やはり池田委員からご指摘があったように、かなり細い割には結構な車の通りがあるところなわけですね。軽自動車でもすれ違いがぎりぎりのところに60人通所の保育所ができるとなると、送迎で結構、車もしくは自転車などもあって、安全性の確保が非常に難しいのではないかと。目の前のところはある程度幅員がとられていますけれども、前と後ろに関して、やはり細いところがあって、交通困難のところ、抜け道で相模大野のほうへ抜ける車も結構多いというところがまず1つ。

それと、この少し西側、これも池田委員からご指摘があったように、たしか都市計画道路が走っていたと思うのですが、これが一切動いていない様子で、下手するとそこにかかるような形でのリフォームとか建築も大和市のほうで出している。農業委員会としては農地を守るという観点で、市のほうとしては、もうちょっと安全性とか全体的なプランを考えていただきたいと。都市計画道路があるのだったら、それを前に進めようという話がどの程度まで進んでいるのか、農業委員会として農地を守るという、正直、どんどん無計画に進んでいるような感じがしますので、何とかしたいなど。

あと、方法の一つとしては、ここを貸し農地、民間が区割りした形で使うような、結構応募がこの辺は多かったという認識ですけれども、今までの感想で、ちょっと質問として、周りに民間に貸し出す貸し農地があったと思うのですが、そのあたりの応募状況を何かご存じのことがありましたら教えていただければと思います。

○議長 事務局、どうでしょうか。

○事務局 詳細は把握しておりませんが、北部地域の市民農園、市が運営しているものについては、ほぼ全ての貸し出しの農地が埋まっているという状況ということで聞いております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 市民農園という形で、結構応募があって倍率も高いという話も聞いたこ

ともあるので、ご本人様はなかなか耕作が難しいとなれば、この農地を市民農園みたいな形で開放するとか、そういった形で市のほうで連携して所有者と何かやっていく方法もあるのではないかというのが、すみません、これは感想になります。

○議長 ありがとうございます。  
ほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。  
これより採決してまいります。

議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について採決いたします。

本件を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第19号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 続きまして、日程第8、議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」によりまして、「委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。よって、質疑及び採決については、該当者に退室していただきます。

受付番号1、2について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第20号、受付番号1についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書6ページ、資料は10、11ページになります。

大和市長から、令和6年8月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,028㎡です。借人の住所、氏名は、議案書の表中、利用権の設定をうける者の欄、貸人の住所、氏名は、議案書の表中、利用権を設定する者の欄に記載のとおりです。令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間、使用貸借権を設定して露地野菜を栽培す

る計画です。借人はトラクター等の農機具を所有しており、農業経営者1名で農業経営を行っていく予定です。

令和6年8月8日に、富澤委員と事務局で現地に赴き、貸人のご家族及び借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号2番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書6ページ、資料は12、13ページになります。

大和市長から、令和6年8月6日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,000㎡です。借人の住所、氏名は、議案書の表中、利用権の設定をうける者の欄、貸人の住所、氏名は、議案書の表中、利用権を設定する者の欄に記載のとおりです。令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間、使用貸借権を設定して果樹及び露地野菜を栽培する計画です。借人については、受付番号1と同じになります。

令和6年8月8日に、富澤委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1番、2番について、富澤委員、お願いします。

○富澤委員 受付番号1、2番について、8月8日、事務局と現地に赴き、受付番号1は、貸人の家族及び借人の代表者、受付番号2は、貸人、貸人の家族及び借人の代表者とお会いし、確認いたしました。現地は適正に管理されており貸し付けることに問題はありません。添付書類の写真をごらんとおり、適正に管理されています。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に暫時休憩します。

○議長 再開します。

これより、受付番号1、2の質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 20号、6ページですけれども、これをちょっと見ますと、調整区域の使用貸借という形で3年ということですが、内容は、同じ親族個人3名、いわゆる同族の法人へ貸すという形になっているのだと思います。その親族3名の名義の土地を同族の法人へ貸すという内容になっていますが、その理由についてお聞かせいただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 現在は親族でやっているのですけれども、今後、年齢とともに人を雇うというのを考えたときに、法人化したほうがいと税理士のアドバイスがあったと伺っています。

○議長 木村委員。

○木村委員 余計なことですけれども、そういう先々のことを考えてやっておられると。これはほかの皆さんにしても、こういう方法がありますよと。これは農地を売ったり買ったりしたわけではないので、同じ持ち主がこういう形でやると有効に土地が将来とも確保できるということだと思しますので、一応念のために確認させていただきました。

○議長 そのほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 事実上、中身は変わらないという印象なのですが、ということは、作物に関しても従前どおりの作付計画というか、果樹が入っていますので、果樹となると3年の契約期間だとなかなか難しいですが、切って使うのではなくて、ここの13ページの写真にあるように、今生えているものをそのまままた収穫していくという形になるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 現状の状態を継続すると伺っています。

○議長 ほか、ございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 今回、同族会社に使用貸借で貸すということですが、今回の案件は初めての案件でしょうか。利用権を設定する者が、今回初めて同族会社に貸し

たのか、または、もう既にほかの土地で同じようなことをやって、今回また継続でやっているのか、もしわかれば教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 今回が初めての案件になります。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 今回、法人に貸すに当たって、こちらの法人の会社の謄本とかを確認されましたか。多分、今回農地を借りるので農業事業にあると思うのですが、法人に貸すと定款に記載しないといけない、謄本にも事業規定の範囲で記載しないといけないと思うのですが、そちらのほうはどうなっているのか教えていただければと。

○議長 事務局。

○事務局 謄本の確認はしておりません。今回、この法人について、聞き取りの中で農業のみをする法人だと伺っています。

○議長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 ほぼ現状維持のように印象を受けるのですが、法人で受けるところの中でいうと、規模拡大ということも今後は見通しの中であるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今後ほかの農地を借り入れることも考えていると伺っています。

○議長 事務局。

○事務局 補足ですけれども、今後は人を雇うということも考えているということですので、規模拡大されるということだと思います。

○議長 よろしいですか。

ほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 お伺いすればという条件で質問なのですが、今回は貸借という形になると思うのですか、将来的には、以前でいう農業生産法人、現在の農地所有適格者法人に該当するような形になってくると思うのですけれども、農業を専業にしていく会社ということであれば。将来的には、農地の取得をこの法人で考えているのでしょうか。拡大する可能性があるというのわかりました。

○議長 事務局。

○事務局 農地を所有するという話は伺っていないです。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを採決します。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 暫時休憩します。

○議長 再開します。

○議長 日程第9、議案第21号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第21号についてご説明いたします。

この法律は、生産緑地に対し一定の要件を満たした事業計画を市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新を適用しない対策を行うものです。

大和市長から、令和6年8月6日付で同法に基づき諮問を受けています。議案書は7ページ、資料は14から16ページとなります。新規の承認申請で、賃貸借により権利を設定する土地の面積は2,615㎡です。借人の住所、氏名



は、議案書の表中、賃借権等の設定をうける者の欄、貸人の住所、氏名は、議案書の表中、所有者の欄に記載のとおりです。令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間、賃貸借による権利を設定し、露地野菜、果樹を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在1,418㎡を経営しております。農業経営者1名、農業従事者1名で農業経営を行っております。

今回の一定の要件とは、申請土地農地において生産された農産物等を主として市内で販売することです。生産された農作物を市内や隣接市の飲食店や個人へ直送販売をする事業計画となっております。

令和6年8月6日に、地元の長谷川委員と事務局とで、借人及び貸人のご家族立ち会いのもと、現地等の状況を調査しました。

以上の事業計画の内容は、都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 議案第21号については、8月6日に私と事務局で、貸人のご家族及び借人にお会いし、現地を確認しました。今回の件については問題ないと思われ  
ます。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 今回、借りたいという●●さんと貸してもいいという●●さんの話だと思うのですが、このマッチングの経緯とか、そこら辺のところをちょっとわかる範囲で教えていただければ。

○議長 事務局。

○事務局 所有者のご家族からご相談がありまして、事務局のほうでもともと借りたい

ご要望のあった●●さんを紹介したという形になります。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ●●さんはお若い方で、新規就農に当たるのではないかとと思うのですが、まず、ご経験があるのかという部分が1点。それと、僕も自分の畑を耕作している関係もあるのですが、非常にいびつな畑をお借りするような状況で、非常に耕作しづらい環境下だと推察するのです。そこら辺も納得の上で恐らく借りられてはいると思うのですが、技術というか、新規就農であれば、できればもっと形状のいい畑をあっせんしてもよろしいのではなかったかと思うのです。恐らくお互いに納得し合って貸し借りが成立したと思うのですが、そこら辺の経緯を、知る限りでもう少し教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 ●●さん自身は、サラリーマンを辞めて農家の家に戻ってきて農業を始められるということですが、お父様が農業を長くやられているので、全体としては問題ないかと思っています。

その中で、規模拡大したいということで、前々から農地を探しているという話を聞いていたのですが、なかなか北部のいい農地とか広めの農地が見つからない中で、今回の話が出たので、ここでやるということで決心されたということになっています。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。今後、恐らくまずは1年というところの貸し借りになっていると思うので、経験をされた中で、また別のいい畑があれば規模拡大というところも視野に入れて、入門編ではないですが、まずは畑を借りているというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 はい、問題ないかと思っています。

○遠藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 事務局。

○事務局 補足ですが、新規就農とおっしゃいますが、実際は親元就農ということで、お父さんが代々農業をやっているところで、サラリーマンを辞めて、し

ばらくはご自宅のお父さんの畑と一緒にやられていたということで、その中で農業の技術的なものはある程度習得されているということでした。今回は少し自分で独立してやりたいというところでの拡大ということですが。

あと、場所につきましては、通作できる近い場所というところを探していたので、今回たまたま比較的通作も便利な場所が見つかりましたので、そこを希望されたということです。

○議長 そのほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 補足になるのですが、もう既に利用権等設定を受けてというか販売実績があるということで、販路のほうもある程度は確認されていると。さらに、この賃借権の設定をすることで生産量を拡大して、規模拡大して、市内のそういったところにどんどん販路を拡大し、生産量を多くしたいという希望を持っているということです。

以前から、ご本人の意向なのでしょうけれども、お父様のほうから近くで農地がないだろうかということで、このご本人が規模を拡大したい、やりたいという意向を伺っておりましたので、今回、喜ばしいというか幸いなことにこういった契約が成立したということで、頑張っていたきたいと思っております。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。

そのほか。遠藤委員。

○遠藤委員 とても喜ばしいことで、こういった若い芽をどんどん伸ばしていくのが農地保全の上では大事なことだと思うのですが、ご存じのとおり、北部のほうは近隣が非常に密集地が多くて、住宅がこれだけ、僕もこの場所は存じ上げていますけれども、住宅地が非常に密集している場所で、いざ畑で運用するとなると、必要以上に農薬を散布したりとか音がうるさかったりとか、周辺住民の苦情が今までなかったところが出てくるような発生も当然考えられます。そういった意味で、薬の散布に対して、薬を防御するようなネットの補助とか、市が支えてあげられるところも含めて、環境を整備しながら若い芽を育ててほしいという思いも込めて、ちょっとご意見をさせていただきました。よろしく願います。

○議長 ありがとうございました。  
そのほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。  
これより採決してまいります。

議案第21号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを採決いたします。

議案第21号について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第21号は、諮問どおり答申することにより決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年8月大和市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会